

## ◆統合的リスク管理態勢について

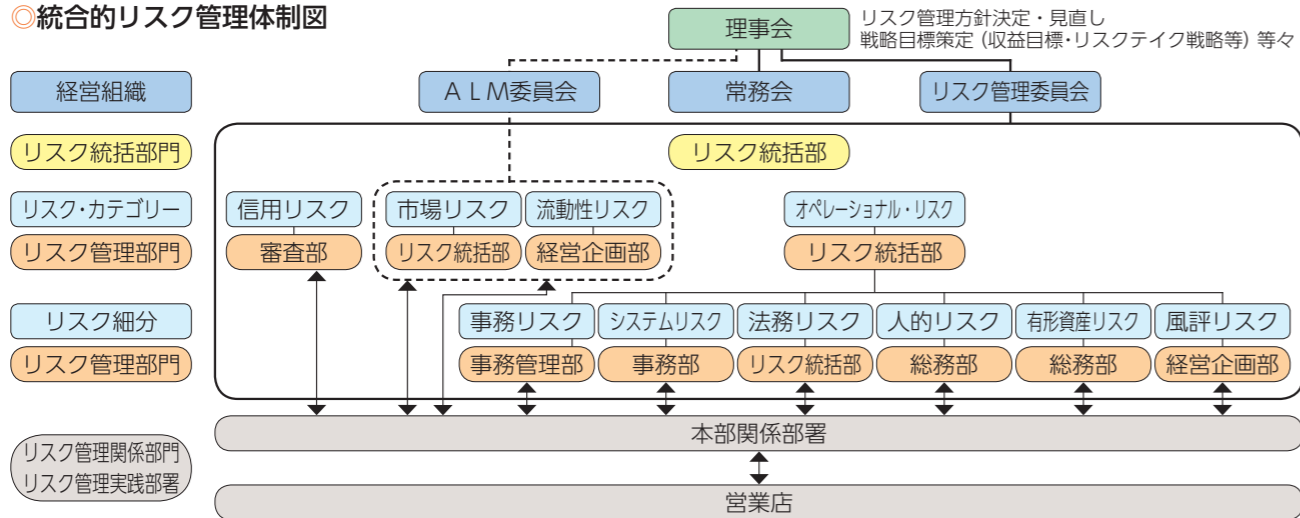
当金庫では、リスク管理を経営の重要課題と位置付けた上で、その徹底を図るため、統合的リスク管理方針及びリスク・カテゴリーごとのリスク管理方針を定め、事業運営上内在する様々なリスクに対して適切な管理ができるよう組織的に取り組み、健全性の確保と収益性の向上に努めております。

当金庫は、直面するリスクに関して、自己資本比率の算定に含まれないリスク（与信集中リスク、銀行勘定の金利リスク等）を含めて、それぞれのリスク・カテゴリーごと（信用リスク、市場リスク、流動性リスク、及びオペレーショナル・リスク）に評価したリスクを総体的に捉え、経営体力（自己資本）と対比することによって、適切に統合的なリスク管理

を行うこととしています。

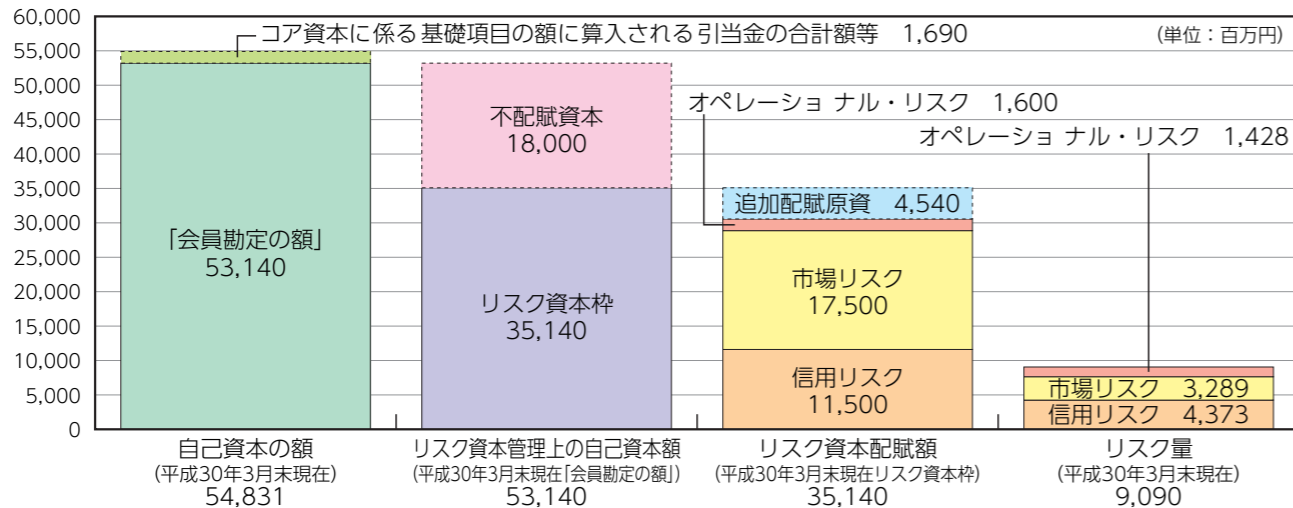
体制面では、リスク管理に係る最高意思決定機関である理事会のもとに、常務会と同等の決議機関であるリスク管理委員会及びALM委員会を設置するとともに、統合的リスク管理の統括部門としてリスク統括部を設置しています。

### ◎統合的リスク管理体制図



### ◎自己資本充実度の評価

「普通出資又は非累積的永久優先出資に係る会員勘定の額」（以下、「会員勘定の額」という。）使用率 17%であり、最大損失が発生した場合でも、経営の健全性を維持しています。



- (注) 1. 平成30年3月末の自己資本の額は54,831百万円（「会員勘定の額」53,140百万円）＋「コア資本に係る基礎項目の額に算入される引当金の合計額」1,790百万円－「コア資本にかかる調整項目」99百万円です。（詳しくは53ページをご覧ください。）「会員勘定の額」から、自己資本比率6%を維持できる必要自己資本額（不配賦資本）18,000百万円を差し引いた35,140百万円をリスク資本枠としてリスク・カテゴリー毎に配賦しています。
2. リスク量は、次の方法により算出しています。
- オペレーショナル・リスク
    - 基礎的手法…直近3年間の粗利益の平均額の15%相当額
  - 市場リスク
    - VaR計測によるもの…預貸金等は観測期間：1年・保有期間：1年・信頼水準：99%、有価証券等は観測期間：1年・保有期間1年（満期保有目的の債券）もしくは3カ月（その他の有価証券）・信頼水準：99%、金銭の信託は観測期間5年・保有期間1年・信頼水準：99%によるVaR値（分散共分散法もしくはヒストリカル法）
    - VaR計測以外のもの…自主運用型特定金銭信託はロスカットポイントとなる値下がり額
  - 信用リスク
    - VaR計測によるもの…保有期間：償還年限までの残存年数（満期保有目的の債券）もしくは1年（「満期保有目的の債券」以外）・信頼水準：99%によるVaR値（モンテカルロ・シミュレーション法）
    - VaR計測以外のもの…譲渡性預金を除くその他の証券、政策投資及び子会社株式、政策投資買入金銭債権は簿価

## ◆コンプライアンス（法令等遵守）態勢について

コンプライアンスとは、金融機関業務に関する法令や諸規定等にとどまらず、倫理や社会的規範等のあらゆるルールを遵守することをいいます。

### ■基本的な考え方

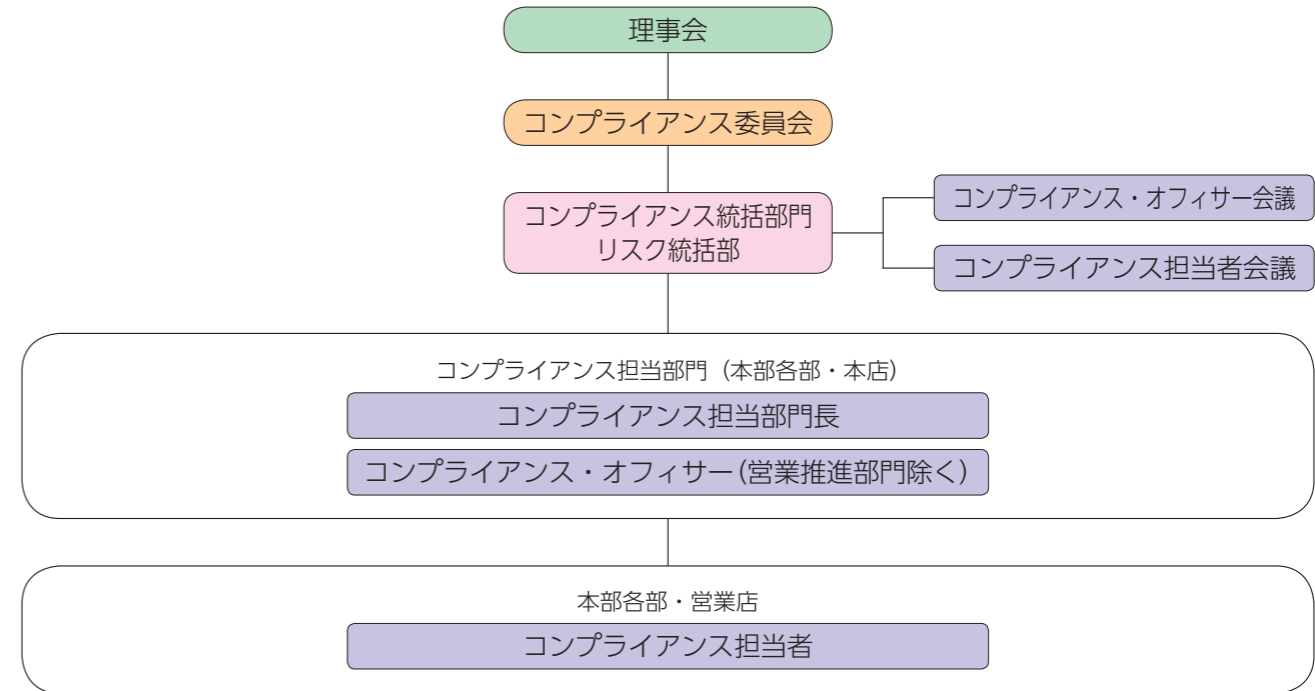
当金庫は、地域金融機関として地域社会の健全な発展と地域の皆さまの生活向上等に貢献する社会的使命があります。地域の皆さまに真に信頼されるためには、全役職員のモラル向上を図り、法令や社会規範、各種ルールを遵守することは勿論のこと、日々の業務を適正・的確に運営していくことが基本であると考えています。

当金庫は、コンプライアンスの徹底を金庫経営の重要課題として捉えており、法令等遵守方針及び反社会的勢力排除方針を定め、組織体制の整備等を行い、厳正なコンプライアンス管理に組織を挙げて取り組んでおります。

- ・理事会は、法令等の違反行為を未然防止するための態勢を整備するとともに、コンプライアンス・マニュアルを策定し、またコンプライアンス・プログラムを年度ごとに策定しています。
- ・理事は、法令等遵守状況のモニタリングや遵守の徹底等の方法を十分理解し、適正な法令等遵守態勢の構築に向けた方策を整備しています。

- ・コンプライアンス委員会は、理事会に付議・報告する事項の審議、理事会からの委任事項及びコンプライアンスに係る重要事項を審議・決定しています。
- ・管理体制としては、統括部門としてリスク統括部を設置するとともに、コンプライアンス担当部門に部門長及びコンプライアンス・オフィサー（営業推進部門除く）を置いています。
- ・本部各部及び営業店には、コンプライアンス担当者を配置し、部店内の啓蒙活動や法令等遵守状況の検証等を行っています。

### ◎コンプライアンス体制図



### ◆反社会的勢力に対する基本方針

(平成30年7月1日現在)

当金庫は、社会の秩序や安全に脅威を与え、健全な経済・社会の発展を妨げる反社会的勢力との関係を遮断するため、次のとおり「反社会的勢力に対する基本方針」を定め、これを遵守します。

1. 当金庫は、反社会的勢力との取引を含めた関係を遮断し、不当要求に対しては断固として拒絶します。
2. 当金庫は、反社会的勢力による不当要求に対し、職員の安全を確保しつつ組織として対応し、迅速な問題解決に努めます。
3. 当金庫は、反社会的勢力に対して資金提供、不適切・異例な取引及び便宜供与は行いません。
4. 当金庫は、反社会的勢力による不当要求に備えて、平素から警察、暴力追放センター、弁護士などの外部専門機関と緊密な連携体制を構築します。
5. 当金庫は、反社会的勢力による不当要求に対しては、民事と刑事の両面から法的対抗措置を講じる等、断固たる態度で対応します。